

新潟県立小千谷高等学校 冷房用発電機等賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、冷房用発電機等（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を下記のとおり締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が機器を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、機器が常時正常な状態で稼働するように保守を行い、機器の稼働に必要な燃料を除く消耗品を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年6月8日から令和8年9月30日までとする。

（契約保証金）

第3条 乙が甲に預ける契約保証金は、〇〇〇円とし、機械等を返還するまで甲が預かるものとする。

（契約対象物件）

第4条 契約対象物件は、次のとおりとする。

機種	発電機	220/195KVA(ガードフェンス含む)	1台
	〃	100/80KVA (ガードフェンス含む)	1台

（設置場所）

第5条 設置場所は、次のとおりとする。

小千谷市旭町7番1号 新潟県立小千谷高等学校 敷地内

（賃貸借料金）

第6条 賃貸借料金は、〇〇〇円（うち消費税〇〇〇円）とする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第7条 支払いは一括とする。乙は契約期間満了後、速やかに請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（機器の引き渡し及び検査）

第8条 乙は、甲に対し機器を契約期間開始までに機械等の設置工事及び接続を行うものとする。

甲は使用開始前検査を一般財団法人東北電気保安協会に委託するものとする。

（機器の保守）

第9条 乙は、機器を甲が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣し、点検及び調整を行う。

2 機器が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに社員を派遣して修理し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。その際、機械修理に要した部品代金及びその費用は乙の負担とする。

(機器の所有権等)

第10条 機器の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が、故意又は重過失によって機械に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

(契約の変更及び解約)

第12条 甲又は乙は、やむを得ない事情がある場合においては、甲、乙協議の上、本契約の内容を変更できるものとする。

第13条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。

第14条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、次の各号の一に該当する事由がある場合は、この契約を解除し、又は打ち切る(一部履行済部分がある場合に、当該部分を除いて解消すること。以下同じ。)ことができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したことその他不誠実な行為をしたとき。
- (2) 乙が契約の履行能力を喪失したと認められるとき。
- (3) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 乙が次項に定める場合を除き、契約解除を申し出たとき。

- 3 乙は、災害その他避けることのできない特別の事由により契約の履行ができなくなった場合は、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- 4 前3項の定めにより契約を打ち切った場合に、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。
- 5 契約期間中に甲の予算の減額又は削減があった場合若しくはその他やむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。
- 6 前項に基づき契約期間途中で契約を解除する際に乙から申し出があった場合は、乙があらかじめ定める算式で算出される額を上限として、個別に甲乙協議の上算定する違約金、解約金を支払う。

（機器の返還）

第15条 第2条及び前条によりこの契約が終了した場合、甲は、機器を速やかに乙に返還しなければならない。

（疑義の決定）

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 新潟県小千谷市旭町7番1号
新潟県
氏 名 新潟県立小千谷高等学校
校 長 井上 幸一郎

乙 住 所
氏 名